

これからの アスベスト対策のたたかい

大阪アスベスト対策センター
伊藤泰司

事件にかかわる

- 泉南アスベスト訴訟の勝利の一方で、
- 大阪府立金岡高校の耐震補強工事であらわれた、青石綿露呈、飛散事件
- 堺市の市有建物の煙突ハツリ茶石綿飛散事件
- それぞれの、第三者委員会の委員を務める

大阪府立金岡高校事件



教訓

- 図面の評価だけではダメ。現場に専門家の眼が必要。
- 4年余り経過し、昨年末に40ヶ所でアスベストを検出。唯一、校舎のアスベストをすべて除去したが、その工事がいい加減。
- 業者の除去作業の後の、「完了検査」の制度がないと言ってよい状態。フランスでは1週間かける。

堺市北部地域整備事務所 煙突ハツリ事件①



5

煙突の本体はアスベスト

- 肉厚5cm内径30cm、長さ90cmの、茶石綿80%から90%のカポスタックという製品。
- これをコンクリートで覆ったものが煙突。
- アスベストの除去が済んでから解体する。大原則。
- 古い煙突は内部が劣化し大気中にアスベストを飛散させる。火をたかなくても煙突内は空気が上昇する。

6

煙突ハツリ事件②



煙突ハツリ事件③





国交省は、280万棟の建物にアスベスト残存と言うが

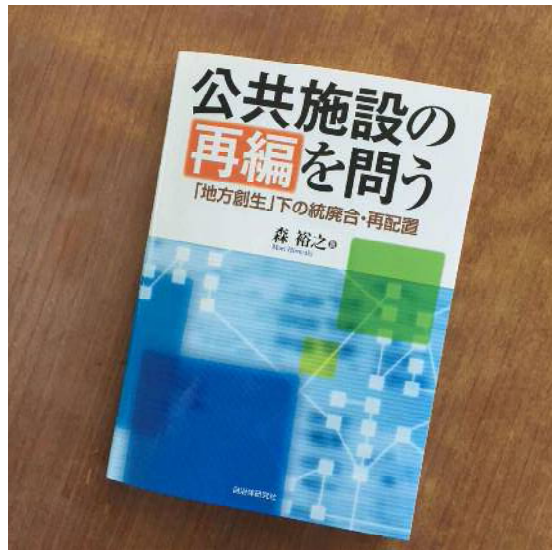
- これは民間の建物のことであり、国土交通省は「建築物石綿含有建材調査マニュアル」を出して各自治体に「アスベスト台帳」をつくるよう指導している。しかし一向に動かない。
- ところで公共の建物が危ない。

9

10

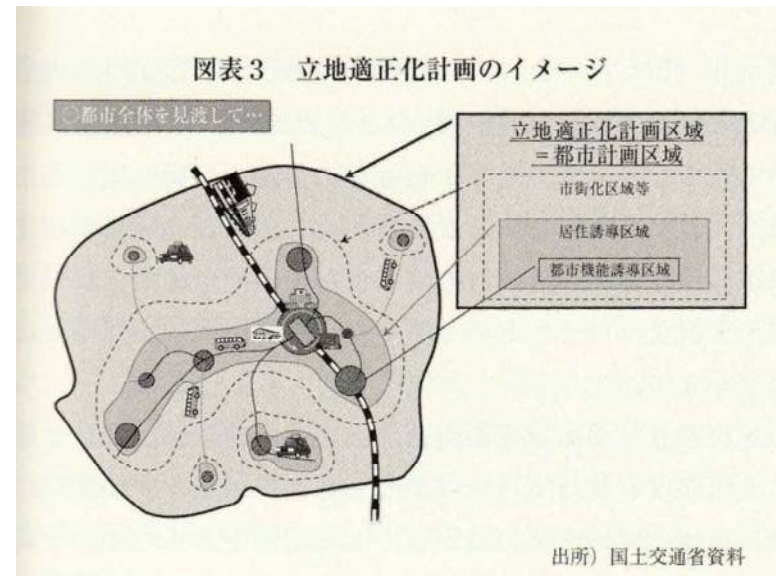
32

公共施設の再編が焦点になっている



11

人口減少時代のコンパクトシティ



12

総務省を先頭に

- 街の中心部の公共施設を解体し、
- タワーマンションを建て
- 周辺部の病院、介護施設の統合
- 保育所の統合などを進める
- コンパクトシティづくり
- 総務省を先頭に各省が、インセンティブを与えて…。

13

公共の建物

	国立	公立	計	民間	総計
小学校	72	20,302	20,374	227	20,601
中学校	73	9,637	9,710	774	10,484
高校	15	3,589	3,604	1,321	4,925
大学短大	81	96	177	600	777
高専	51	3	54	3	57
幼稚園	49	4,127	4,176	7,076	11,252
保育所		11,510	11,510	11,210	22,720
病院	329	1,227	1,556	6,924	8,480
診療所	541	3,583	4,124	96,871	100,995
公営住宅		134,808	134,808		134,808
役所		13,735	13,735		13,735
自治体公民館など		197,119	197,119		197,119
消防署		6,176	6,176		6,176
警察		6,226	6,226		6,226
					0
	1,211	412,138	413,349	125,006	538,355

検察庁、国税庁、農水省、国交省、自衛隊……？

地裁、家裁で50、簡易裁判所438、高裁8+1、最高裁1で498

15

公共の建物はどれくらいあるか

- 小学校……20,852(私学含む)、中学校10,557(私学含む)、高校4,963(私学含む)、幼稚園12,905(私学含む)
- 大学短大……国公立196、私学937
- 学校合計 国立405、公立39,990、私立15,701
- 幼稚園 公立4,714、私立8,142
- 病院・診療所(公立のみ)5,381棟
- 公営住宅(公立のみ)134,808棟
- 役所(自治体のみ)13,735棟
- ホール・公民館・体育館(自治体のみ)……197,119棟
- 福祉施設(自治体のみ)24,287
- 消防署 6,176
- 警察 6,226 警察庁含まず
- これらの合計……432,841
- 国の役所含まず、国立病院含まず、ほかに保育所

14

アスベスト飛散事件の表に出るのは公共の施設が多い

- 国土交通省は、公共の建物の対策は、「済んでいる」という認識。
- しかし、自治体交渉では、10年前の「吹き付け台帳」の話をして、「頑張ってます」と平然と答えている。
- 例えば学校では、教頭の代替わりで、「ここは困り込みが済んでいる」→「大丈夫」→「ここにはアスベストはない」という認識。

16

自治体交渉の視点を変える

- 1 関係部署の職員の研修会を開け。
 (建設局、建築指導課、医務、教育委員会、環境局、水道局、消防局)。内容は、石綿の被害を知る。建物のどこにある。除去をどうする。……
- 2 本気で、アスベスト台帳をつくらせる
 再調査をやらせる構えで。消防局との懇談、地方税課の協力
- 3 石綿含有建材調査者の配置
- 4 大気汚染防止法をカバーする条例づくり

17

大防法をカバーする条例づくり

- レベル3建材も掲示する。180平米以上
- 掲示の工夫
- 掲示だけでなく、近隣説明会を開かせる
- 罰則の強化。
- 悪徳業者の公表、事務所への立ち入り
- 境界域でのアスベスト計測の義務化
- 石綿含有建材調査者の配置

18

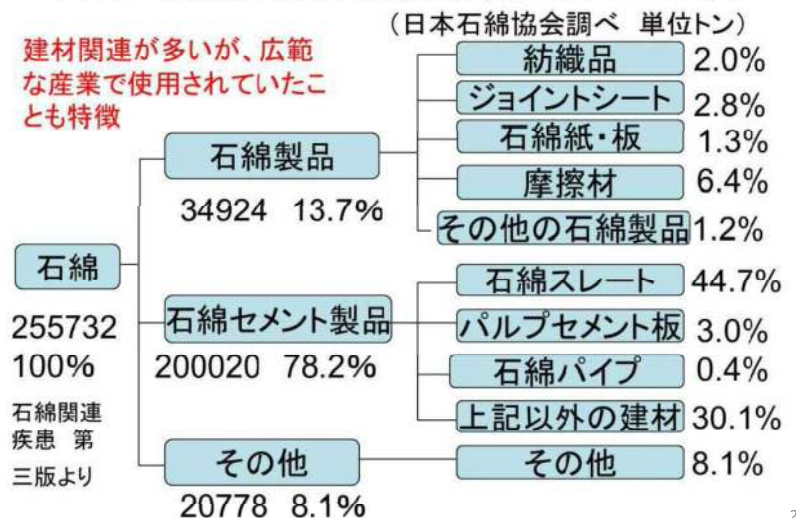
レベル3の問題

- 石綿障害予防規則でも、大気汚染防止法でもレベル3建材は、非常に軽く位置づけられている。
- 解体でも掲示の義務はなく、申し訳程度の放水で、クラッシャーで潰している。防音シートの中で。
- 湿潤化、手バラシ、割らない、マスク……できない事

19

レベル3の問題 ②

日本の用途別石綿使用量(1986年)



20

レベル3の問題 ③

- 建設労働者のアスベスト被害で一番多いのは、レベル3建材の加工によるのではないか。
- 屋根材、サイディング材、フレキシブルボード、ケイ酸カルシウム板、含有石膏ボード、含有Pタイル、スレート材、パイプ材……。
- 今後の被害も、レベル3建材の解体に係わるアスベスト飛散によるものが大きいのではないか。
- しかし、過去の法律も、現在の法律も、レベル3建材の位置づけを低くしている。

21

建設労働者をお願いしたいこと

- 建設アスベスト訴訟の勝利は前提だが
- 国交省**石綿含有建材調査者**の資格をたくさんの人にとってほしい。
- 住民運動と結びつく。専門家として眼をひろげる。自治体にも積極的にかかわる。
- 建設労働者対象の講習などをすすめ、知識と技術をレベルアップする。
- 自治体への公契約運動のレベルを上げる

22

35

民間建築物の年度別解体棟数 (推計)



<国土交通省 社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会資料>

23

医療従事者のとりくみともむすんで

24